

## 令和6年度 南九州畜産獣医学拠点における獣医学実習について

鹿児島大学共同獣医学部  
附属南九州畜産獣医学教育研究センター  
令和6年4月

### 1. 目的

南九州畜産獣医学拠点（以下、「SKLV」という。）における実習は、獣医・畜産学を学ぶ学生に対して、南九州畜産獣医学教育研究センター（以下、「SKLV センター」という。）教員による施設内外で飼養される動物（牛・馬・豚・鶏）の管理・衛生指導や診療等を通じて、動物衛生学や産業動物臨床獣医学に必要な実践的な知識・技能を習得させることを目的とする。併せて、SKLV センターは、農業共済団体（以下「NOSAI」という。）・獣医師会・自治体等との連携活動を通じて、家畜共済事業の役割、家畜診療所や家畜保健衛生所等の業務について理解させ、将来の産業動物獣医師の確保に資することも目的とする。

### 2. 実習内容

令和6年度 SKLV センターにおける臨床実習カリキュラムは、以下の4つのコースを用意している。

#### (1) 牛・馬・鶏・豚ベーシックコース（対象者：1～6年生）

本コースは、各種動物（牛・馬・鶏・豚）の飼養衛生管理法を中心に学ぶとともに、そのハンドリングをはじめとした基本的な技能を習得することを目指す。主に共用試験受験前の学生を対象とした前臨床的な内容である。実習生は、SKLV 施設内農場において、主に動物（牛・馬・鶏・豚）の飼養衛生管理に関する講義・実習を受講する。

#### (2) 牛専修コース（対象者：共用試験合格者、ベーシックコース修了者）

本コースは、牛の飼養衛生管理法や各種検査法を中心に学ぶとともに、そのハンドリングや検査法の基本的な技能を習得することを目指す。主に共用試験合格者を対象とした前臨床的な内容である。実習生は、SKLV 施設内外農場において、牛の飼養衛生管理や各種検査法に関する実習を行う。また NOSAI・獣医師会・自治体との連携により、家畜共済事業の役割、家畜診療所や家畜保健衛生所等の業務等に関する内容も含む。

#### (3) 馬専修コース（対象者：共用試験合格者、ベーシックコース修了者）

本コースは、馬の飼養衛生管理法や各種検査法を中心に学ぶとともに、そのハンドリングや検査法の基本的な技能を習得することを目指す。主に共用試験合格者を対象とした前臨床的な内容である。実習生は、SKLV 施設内外農場において、馬の飼養衛生管理や各種検査法に関する実習を行う。また日本軽種馬協会・NOSAI・獣医師会との連携により、軽種馬生産

事業の役割、家畜診療所や家畜保健衛生所等の業務等に関する内容も含む。

#### (4) 家畜衛生専修コース（対象者：1～6年生）

本コースは、各種動物（牛・鶏・豚）の防疫・衛生を中心に学ぶとともに、各種検査法について実践的な技能を習得することを目指す。主に共用試験受験前の学生、共用試験合格者及び獣医師を対象とした実践的な内容である。実習生は、SKLV 施設内外農場において、各種動物（牛・鶏・豚）からの採材法や衛生管理法を中心に実習し、SKLV 内実験室で各種検査法に関する実践的な手技技能を習得する。

#### ※ 用語説明

講義：対面講義と録画講義

ハンズオン実習：検査機器操作、結紮・縫合等の手術操作に関する室内実習

ハンドリング：飼養管理に伴う動物の取扱い、保定等

身体検査：視診、触診、聴診、打診、体温測定、直腸検査、採血等

画像検査：X線検査、エコー検査、内視鏡検査等

診療実習：疾病動物への検査、診断、治療等の実技

分娩介助実習：難産介助、新生子蘇生等の実技

臨床検査実習：血液検査、糞便検査、培養検査、遺伝子検査等の実技

高度医療実習：受精卵採取等の繁殖実技、CT 検査等に関する講義及び実習

乗馬：乗馬及びホースセラピーの実技

講義（鶏）：ブロイラー養鶏の仕事内容全般、獣医師の役割に関する説明

実習（鶏）：鶏舎の見学（構造や仕組の理解）、異常・死亡鶏の探索・回収、採血、出荷作業（年3回のみ）

### 3. 実習対象者

実習対象者は次に掲げる基準のいずれかに該当すると認められる者とする。

#### (1) 牛・馬・鶏・豚ベーシックコース

- ① 畜産学・獣医学の学部・学科に在学する者
- ② 指導教員の推薦する者
- ③ NOSAI 等が個別に定める基準に該当する者

#### (2) 牛／馬専修コース

- ① 畜産学・獣医学の学部・学科に在学する者
- ② 指導教員の推薦する者
- ③ 共用試験合格者又は牛・馬・鶏・豚ベーシックコース修了者
- ④ NOSAI 等が個別に定める基準に該当する者

### (3) 家畜衛生専修コース

- ① 畜産学・獣医学の学部・学科に在学する者
- ② 指導教員の推薦する者
- ③ NOSAI 等が個別に定める基準に該当する者

## 4. 実習時期、期間

### (1) 実習時期

実習受入時期は、夏期（7～9月）・春季（2～3月）を主とした通年とする。

### (2) 実習期間

実習期間は1～2週間週間を目安とし、SKLV センターと参加希望学生との調整により決定する。ただし、短期間（5日間未満）の実習も可能とする。

### (3) 実習開始日と終了日

原則として、実習開始日は月曜日、実習終了日は金曜日とする。

## 5. 実習の申込みと受入れの手続き

SKLV センターは、NPO 法人獣医系大学間獣医学教育支援機構（以下「機構」という。）を通じて、各実習プログラムに記載されている実習スケジュールの日程に基づき、全国の獣医系大学からの実習を受入れる。なお、書類の授受は、メール添付又は Web File Service 等のオンラインストレージ（個人情報を含むもの）を利用して行う。

### (1) 実習希望者の募集

SKLV センターは、実習の受入可能期間及び受入可能人数を取りまとめ、機構に報告して、実習希望者の募集を開始する。

### (2) 実習生の決定

機構は、各大学の実習希望者の「実習申込書」を取りまとめ、SKLV センターに提出する。SKLV センターは、上記の書類をもとに実習生を決定し、「実習受入表」により機構に通知する。

### (3) 実習受入れの可否の通知

機構は、SKLV センターからの通知に基づき、「受入決定通知書」及び「大学用実習生名簿」により全国の獣医系大学へ実習受入れの可否を通知するとともに、受入枠の残っている期間に関する2回目の募集を通知する。大学は2回目の募集の希望者を取りまとめ、機構に提出する。SKLV センターは機構に2回目の受入可否の通知を行い、機構は順次大学へ受入可否の通知をする。

### (4) 必要書類の提出

全国の獣医系大学は、所属の参加希望学生に実習受入れの可否を通知する。実習生は「傷害保険及び賠償責任保険に加入していることが分かる書類」を準備し、SKLV センターに直接書類を提出する。提出方法、期限は事前打合せで確認する。

SKLVセンターでの実習初日のオリエンテーションにおいて、実習生は「事前アンケート」及び「誓約書」に関する説明を受け、提出する。なお、「事前アンケート」及び「誓約書」、並びに、後述の「実習日誌」及び「終了後アンケート」に関する用紙は、SKLVセンターが準備する。

#### (5) 実習依頼書の提出

機構は、SKLV センターの通知に基づき「SKLV 用実習生名簿」を作成し SKLV センターに通知することで実習依頼する。第2回目の通知は順次行う。

### 6. 実習終了後の手続き

#### (1) 実習生からの実習報告

SKLV センターは、実習生に「実習日誌」及び「終了後アンケート」を作成させ、実習終了後1週間以内に提出させる。

#### (2) 実習状況の報告

SKLV センターは、各実習生の「実習状況報告書」を作成し、「実習日誌」及び「終了後アンケート」とあわせて、機構に報告する。機構は、上記の書類について大学に送付する。

### 7. 実習に要する経費

実習に要する旅費、宿泊費、その他すべてについて、原則として実習生の負担とする。ただし、SKLV センターは、特に長期滞在による実習については、経費の負担軽減を適用することがある。

### 8. 傷害保険及び賠償責任保険への加入

実習生は、実習中の不慮の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入することとする。

### 9. 実習期間中の事故

SKLV センターは、実習期間中の不慮の事故（自動車事故を含む）の発生防止に努めるものとする。ただし、万一事故が発生した場合、SKLV センターはその責任を負わないものとする。

## 10. 気象・動物感染症等の特別警報・警報における実習の取扱い

実習地において特別警報・警報が発表された場合は、原則実習を中止とする。また、特別警報・警報解除後の実習開始や気象状況の悪化が予測される場合の取扱いについては、SKLVセンターの判断により決定する。

### 11. 実習生の遵守すべき事項

- (1) 実習生の都合による日程等の変更は原則として認めない。
- (2) 実習生は受入決定通知書受領後速やかに SKLV センターに連絡し、誓約書・保険証明書の提出、集合時間や持ち物等の指示を仰ぐ。
- (3) 予め SKLV センターへ通知した到着時刻等を遵守する（やむを得ず変更する場合は、直ちに SKLV センターへ連絡し、事前に了承を得ること）。
- (4) 清潔な白衣及び長靴、聴診器、腕時計等（心拍数計測のために秒数が測れるもの）、その他日常衣服、健康保険証、印鑑、日用品程度は携行する。なお、白衣、長靴等は実習先で用意する場合もあるため、(2)の連絡の際に確認する。
- (5) 実習生が故意又は過失により施設、器具類等を破損した場合は、実習生が弁済の責を負う。
- (6) 実習生は指導獣医師等の指示に従い規律ある行動をとるものとし、規律が乱れる時は実習を中止させることもある。
- (7) 実習で知りえた SKLV センターの業務上の機密に属する事項及び個人情報については、実習期間中及び実習終了後においても一切これを漏えいしない。
- (8) 実習期間中における施設、人物、動物、機器類等の写真や動画撮影は、集合記念撮影等を除き原則禁止とする。個別に撮影する場合は、SKLV センター等の担当者や動物飼養者等の許可を得て行う。また、撮影の承諾を得た写真や動画であっても、ホームページ、ブログ、SNS（Facebook、X、Line 等）、共有サイト等に掲載することは、限られたネット環境であっても禁止する。
- (9) 実習期間中のコンプライアンス違反に対しては、しかるべき措置を執ることがある。

### 12. 動物感染症等の防疫に関する注意事項

#### (1) 実習前に海外から帰国した学生における防疫

実習日前の14日間以内に海外から入国、又は帰国した学生の実習への参加は原則として認めない。渡航歴又は渡航予定のある参加希望者は、実習参加予定日の1ヵ月前までに機構又はSKLVセンターへ問い合わせる。

#### (2) 海外で使用した衣服等の持込

海外で使用した器具・衣服・靴等を実習参加時に持参しない。

(3) 他の畜産関係施設等で使用した物品の持込

国内の他の畜産関係施設等で使用し家畜に直接接触する物品を持ち込む場合は、事前にSKLV センターへ問い合わせ、洗浄及び消毒を行う。

1.3. 問い合わせ

事務局への問い合わせは記録を残すため、原則としてメールで行う。

1.4. 連絡先

スクラブ(SKLV)臨床実習事務局

NPO 法人獣医系大学間獣医学教育支援機構

〒113-0034 東京都文京区湯島 3-20-9 3F

TEL : 03-5817-8824 メールアドレス : [office@veteso.or.jp](mailto:office@veteso.or.jp)

鹿児島大学共同獣医学部附属南九州畜産獣医学教育研究センター (SKLV センター)

〒899-4101 鹿児島県曽於市財部町南俣 1343 番地 TEL :

0986-72-2090、メールアドレス : [k6487691@kadai.jp](mailto:k6487691@kadai.jp)

鹿児島大学農・獣医学部事務部総務課総務係

〒890-0065 鹿児島市郡元1丁目 21 番 24 号

TEL : 099-285-8515、メールアドレス : [nksoumu@kuas.kagoshima-u.ac.jp](mailto:nksoumu@kuas.kagoshima-u.ac.jp)

一般財団法人 SKLV そお

〒899-4101 鹿児島県曽於市財部町南俣 1343 番地

TEL : 0986-36-6087、FAX : 0986-51-6090、メールアドレス : [info@sklv-soo.jp](mailto:info@sklv-soo.jp)